

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

付加保険料の納付について

国民年金第1号被保険者ならびに任意加入被保険者は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができ

【定額保険料】

月額16,410円

- ① 納めることができる人
 - ・ 国民年金第1号被保険者
 - ・ 任意加入被保険者

(65歳以上の方を除く)

②付加保険料の月額
400円

③お申し込み先
市区役所及び町村役場
の窓口

(例) 毎月の定額保険料に加え付加保険料を40年間納めた場合
※金額は令和元年度時点のもの

$$780,100\text{円}(\text{基礎年金額}) + \underline{96,000\text{円}} \{200\text{円} \times 480\text{月(40年)}\} \\ = 876,100\text{円}(\text{年額})$$

※定額保険料のみの場合は780,100円

なお、付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

④付加年金額
付加年金額は、「200円×付加保険料納付月数」です。例えば、20歳から60歳までの40年間、付加保険料を納めていた場合の年金額は次のとおりとなります。

- ⑤ 納める際の注意事項
 - 付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。
 - 付加保険料の納期限は、翌月末日（納期限）と定められております。
 - 納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
 - 付加保険料を納付することを希望しない場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
 - 国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。
 - 月末が土曜日、日曜日、休日等にあたる場合及び年末の納期限は、翌月最初の金融機関等の営業日となります。

皆様から寄付をいただきました。
ありがとうございます。(敬称略)
4月16日～5月15日受領分

- ・下川町に
社会福祉事業として
松井 進（神奈川県）

森づくり寄付金として 日本遊戯銃協同組合（東京都）

・あけぼの園に 古屋 富男（上名寄）

・社会福祉協議会に

生前のご交誼に謝して
西町 神尾 利勝(亡妻)
西町 川西 茂子(亡夫)
旭町 佐藤 哲雄(亡妻)
西町 高橋 裕明(亡母)



■お問い合わせ

ねんきんダイヤル

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp>

年金の加入手続き、納入
相談など
年金相談の予約など
0166-127-1611

役場税務住民課年金担当
内線 116・111
☆ 4-12511

